

議案第32号

東京都板橋区介護保険条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区介護保険条例の一部を改正する条例  
東京都板橋区介護保険条例（平成12年板橋区条例第25号）の一部  
を次のように改正する。

付則に次の3項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

18 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において板橋  
区に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町  
村民税の賦課期日において板橋区に住所を有する者（同法第294条  
第3項の規定により板橋区の住民基本台帳に記録されている者とみな  
された者を含む。）に限る。以下この項から付則第20項までにおい  
て同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれてい  
る者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等を  
いう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,  
000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算  
定についての第11条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9  
号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号  
ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用に  
ついては、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）  
第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得  
金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第3  
3条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1  
項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第  
35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合

計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

19 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によつ

て計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

20 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額による

ものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

#### 付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

令和7年度税制改正に伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例規定を定める必要がある。